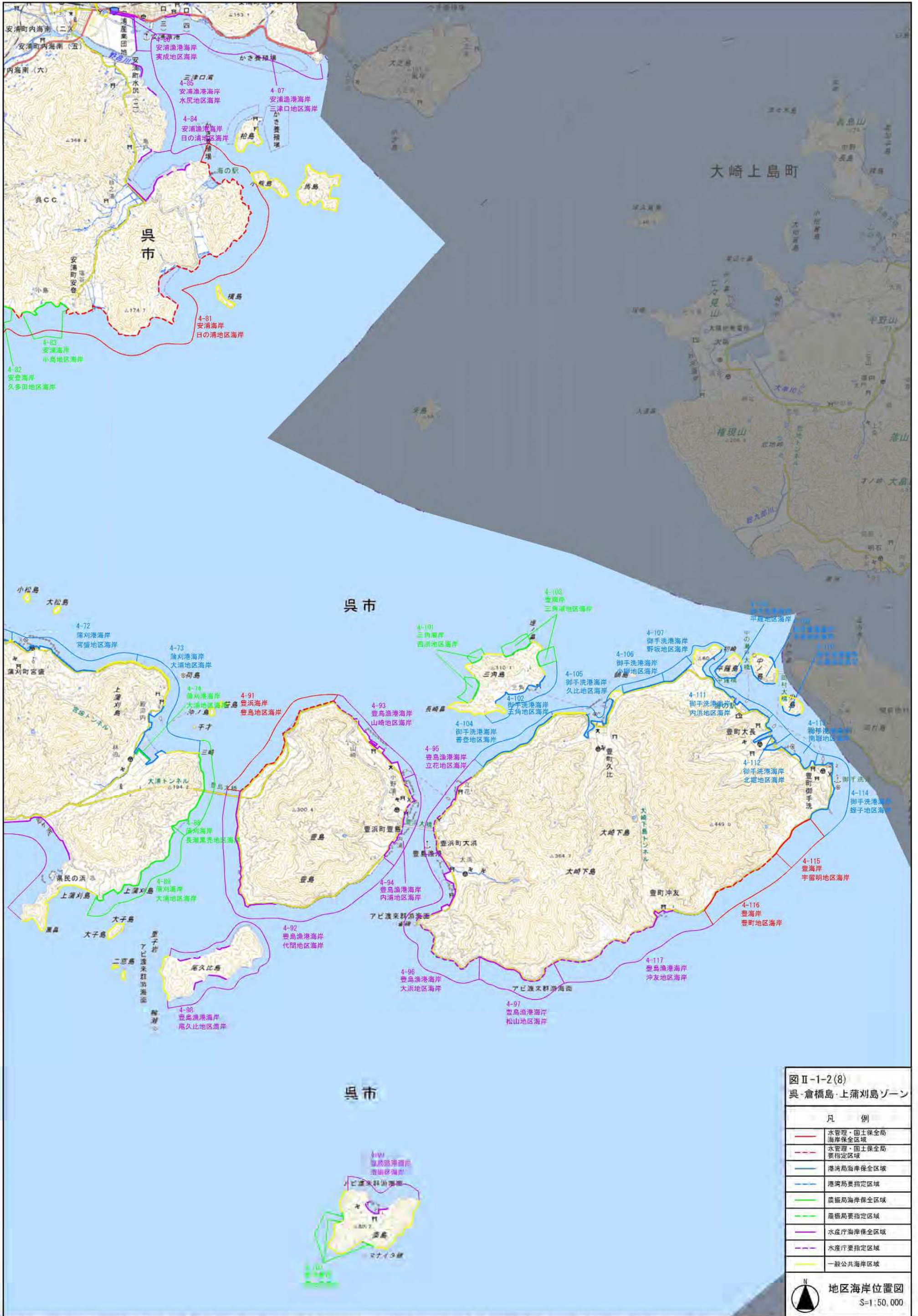


図 II-1-2(7)
 奥・倉橋島・上蒲刈島ゾーン

凡 例	
	水管理・国土保全局 海岸保全区域
	水管理・国土保全局 要指定区域
	港湾局海岸保全区域
	港湾局要指定区域
	農林局海岸保全区域
	農林局要指定区域
	水産庁海岸保全区域
	水産庁要指定区域
	一般公共海岸区域

地区海岸位置図
 S=1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図50000を複製したものである。「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 7JHs 752」



図Ⅱ-1-2(8)
呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン

凡	例
	水管理・国土保全局 海岸保全区域
	水管理・国土保全局 要指定区域
	港湾局海岸保全区域
	港湾局要指定区域
	農振局海岸保全区域
	農振局要指定区域
	水産庁海岸保全区域
	水産庁要指定区域
	一般公共海岸区域

地区海岸位置図
S=1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図50000を複製したものである。「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 7JHs 752」

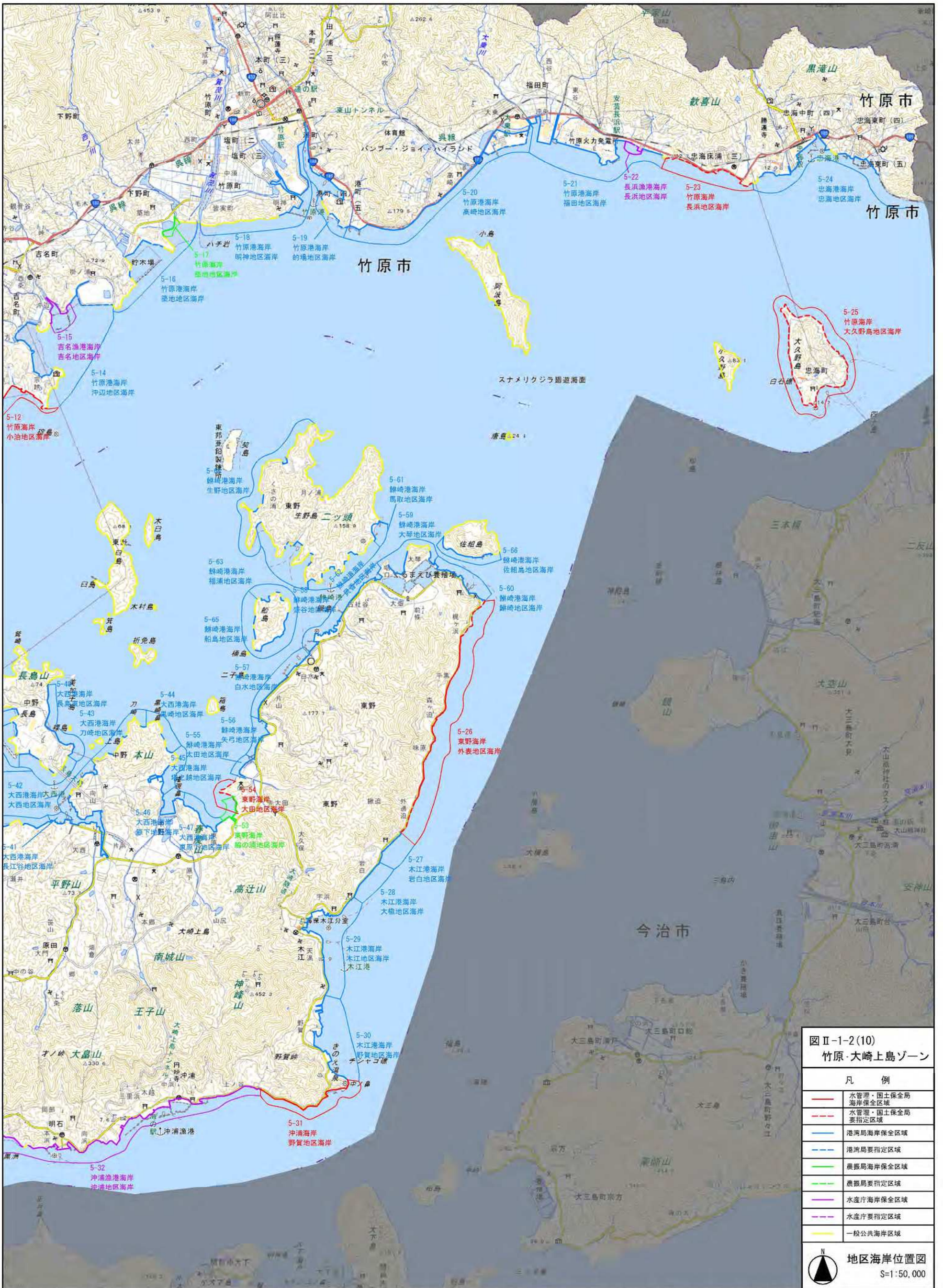


図Ⅱ-1-2(9)
竹原・大崎上島ゾーン

凡 例	
	水管理・国土保全局 海岸保全区域
	水管理・国土保全局 要指定区域
	港湾局海岸保全区域
	港湾局要指定区域
	農振局海岸保全区域
	農振局要指定区域
	水産庁海岸保全区域
	水産庁要指定区域
	一般公共海岸区域

地区海岸位置図
S=1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図50000を複製したものである。「測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R7JHs 752」

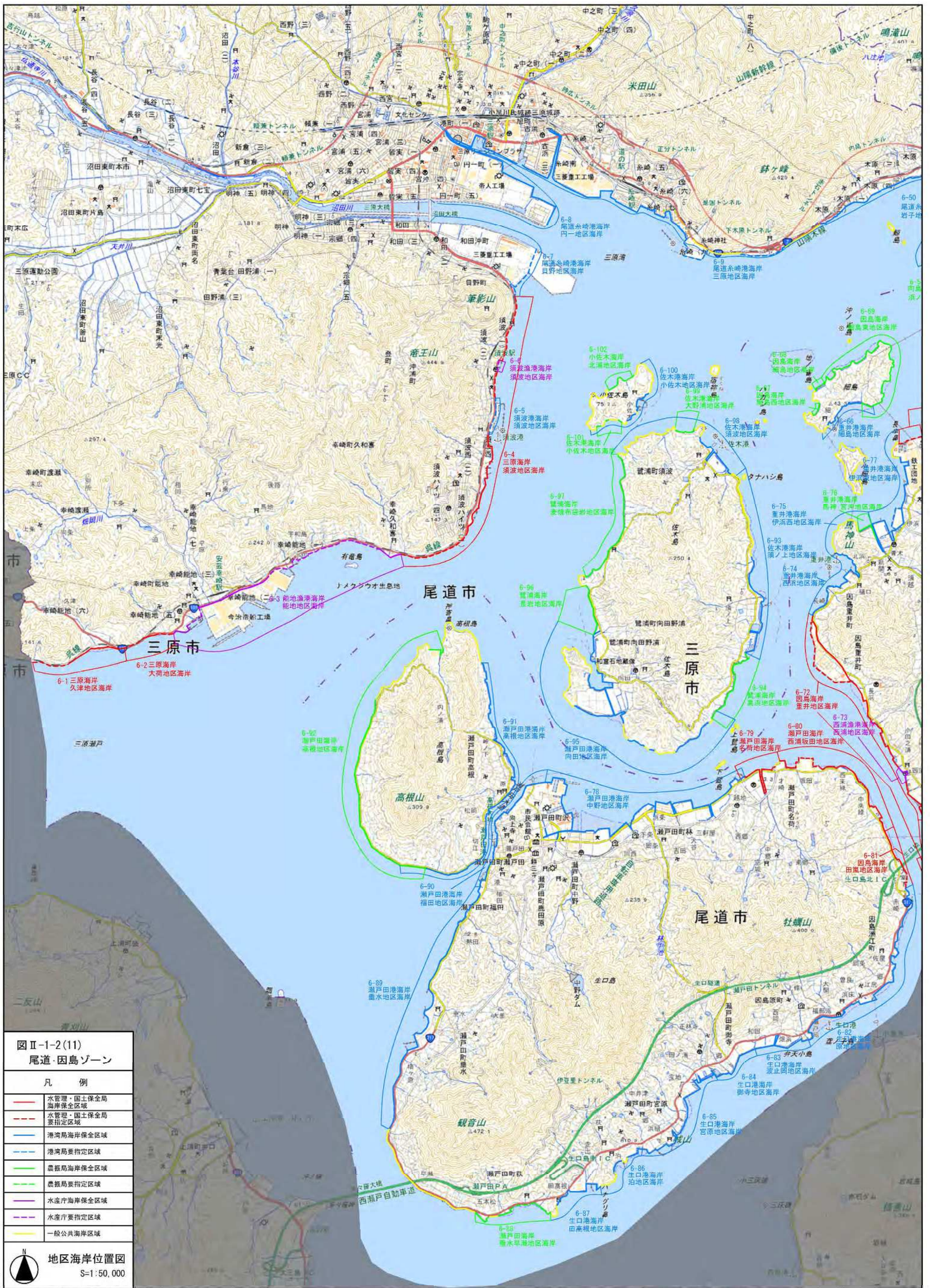


図Ⅱ-1-2(10)
竹原・大崎上島ゾーン

凡 例	
	水管理・国土保全局 海岸保全区域
	水管理・国土保全局 要指定区域
	港湾局海岸保全区域
	港湾局要指定区域
	農振局海岸保全区域
	農振局要指定区域
	水産庁海岸保全区域
	水産庁要指定区域
	一般公共海岸区域

地区海岸位置図
S=1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図50000を複製したものである。「測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R7JHs 752」

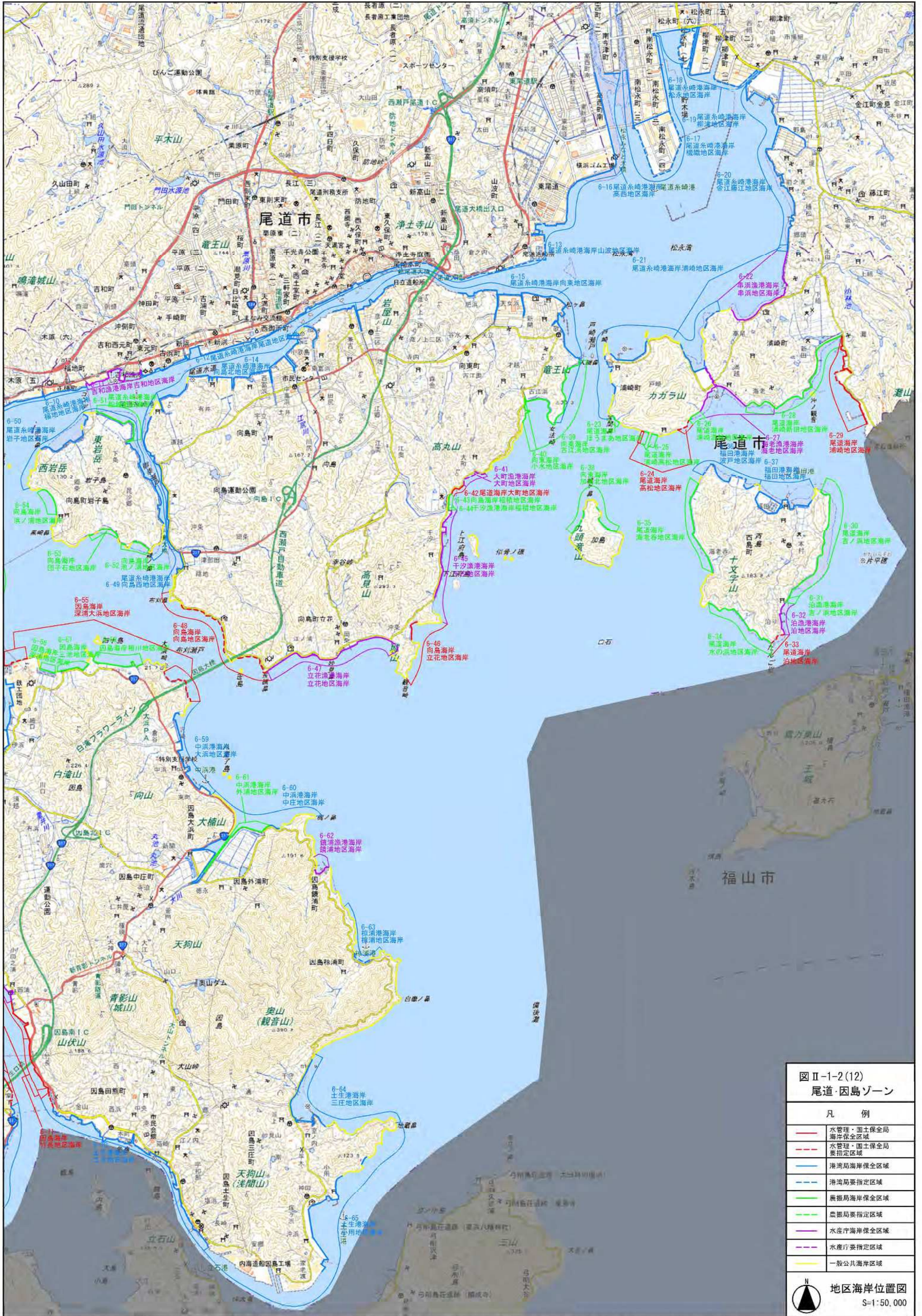


図Ⅱ-1-2(11)
尾道・因島ゾーン

凡 例	
—	水管理・国土保全局 海岸保全区域
---	水管理・国土保全局 要指定区域
—	港湾局海岸保全区域
---	港湾局要指定区域
—	農振局海岸保全区域
---	農振局要指定区域
—	水産庁海岸保全区域
---	水産庁要指定区域
—	一般公共海岸区域

地区海岸位置図
S=1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図50000を複製したものである。「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R7JHs752」



図Ⅱ-1-2(12)
尾道・因島ゾーン

凡 例	
	水管理・国土保全局 海岸保全区域
	水管理・国土保全局 要指定区域
	港湾局海岸保全区域
	港湾局要指定区域
	農振局海岸保全区域
	農振局要指定区域
	水産庁海岸保全区域
	水産庁要指定区域
	一般公共海岸区域

地区海岸位置図
S=1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図50000を複製したものである。「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R7JHs752」



図 II-1-2(13)
福山・内海ゾーン

凡 例	
—	水管理・国土保全局 海岸保全区域
---	水管理・国土保全局 要指定区域
—	港湾局海岸保全区域
---	港湾局要指定区域
—	農林局海岸保全区域
---	農林局要指定区域
—	水産庁海岸保全区域
---	水産庁要指定区域
—	一般公共海岸区域

地区海岸位置図
S=1:50,000



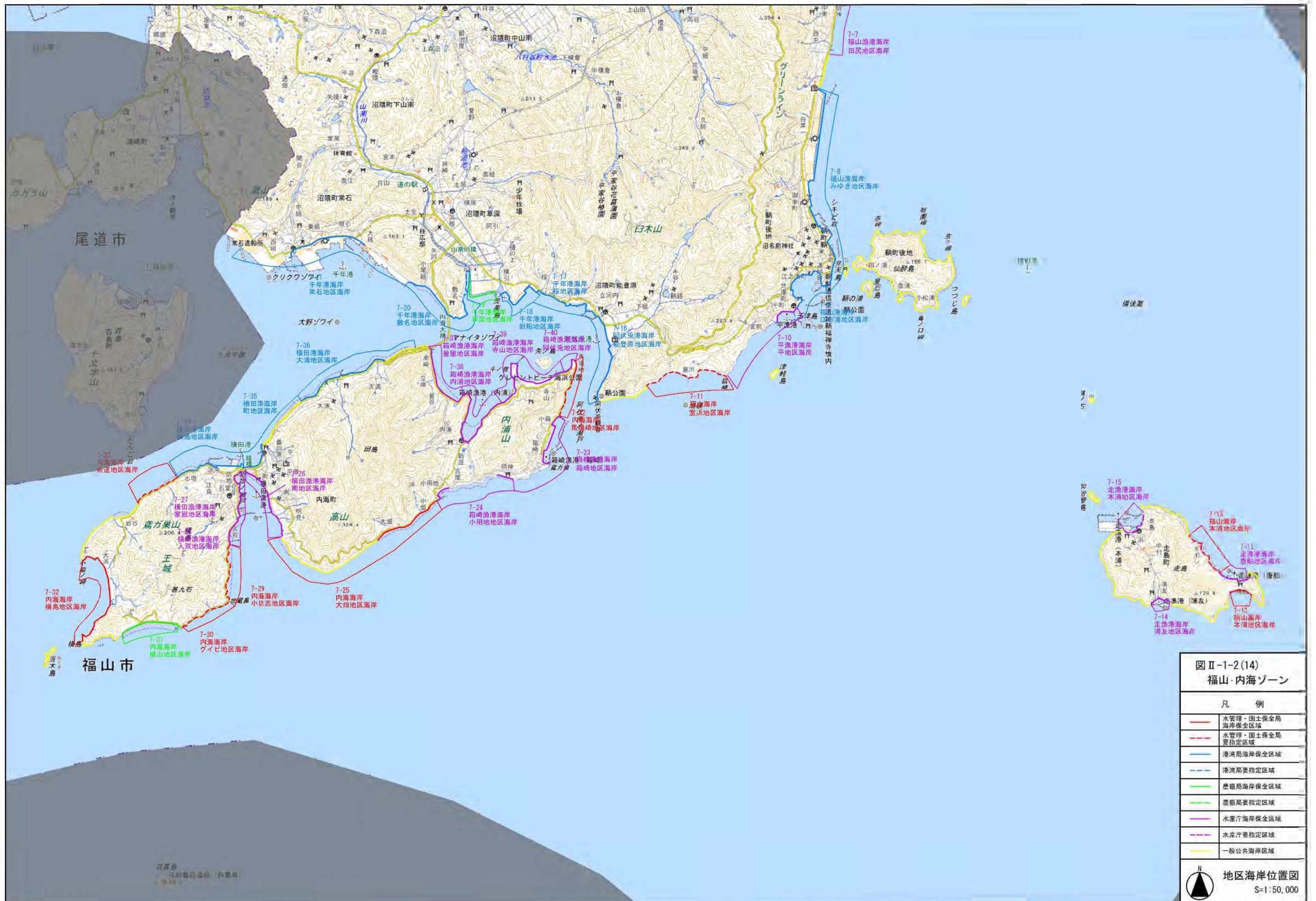


図 II-1-2(14)
福山・内海ゾーン

凡 例	
—	水管理・国土保全局 海岸保全区域
---	水管理・国土保全局 要指定区域
—	港湾局海岸保全区域
---	港湾局要指定区域
—	農振局海岸保全区域
---	農振局要指定区域
—	水産庁海岸保全区域
---	水産庁要指定区域
—	一般公共海岸区域

地区海岸位置図
S=1:50,000

1-2 整備の方向性

ゾーン別の特性より立案した整備の方針をもとに、整備の方向性を設定することとし、表Ⅱ-1-5に、施設整備の方向性について示す。

■ 表Ⅱ-1-5に関する事項

- 整備の方向性がほぼ同一となる隣接する地区海岸については統合して、一定範囲の連続性をもった整備の方向性を示す。(統合した範囲を「エリア」と呼ぶ)
- 整備の方向性は、統合した地区海岸(エリア)の現状の防護水準、環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等にも配慮して、防護面、環境面、利用面別に方向性を示している。
- 「海岸保全の方向性」に基づき、統合した地区海岸(エリア)毎に、防護面、環境面、利用面における整備の方向性のうち特に配慮する事項について着色して示す。
- 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示す。
- 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。
- 環境面、利用面における整備の方向性の記述がない海岸については、現状においてそれぞれの要素が少ない海岸であるが、必要に応じて生態系や景観への配慮等を検討する。

注1) 海岸の番号を表Ⅱ-1-3に示している。

表Ⅱ-1-4 広島沿岸域における整備の方向性(全域の共通施策)

防護面	環境面	利用面
<ul style="list-style-type: none"> ● 侵食に強い海岸の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂収支の広域的連携の推進 ● 総合的な防災体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の運用・維持管理の高度化 ・地域と協力した防災体制の整備 ・地域住民の防災意識の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生態系に配慮した海岸の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・生態系に配慮した施設整備 ● 海岸環境の保全活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・環境情報の共有化 ・海岸ごみ対策の充実 ・海岸及び周辺施策との連携 ● 環境教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育の場としての活用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用しやすい海岸の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインの視点に立った施設整備 ● 海岸利用の増進 <ul style="list-style-type: none"> ・海岸利用の積極的な情報提供の推進 ・海岸及び周辺施策との連携 ● 海岸利用のルールづくり <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のマナー向上に向けた取組の推進 ・放置艇対策における関係機関との調整

表Ⅱ-1-5(1) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
1	大竹港海岸（小島） 大竹港海岸（三菱） 大竹港海岸（晴海） 大竹港海岸（明治新聞） 玖波漁港海岸（玖波）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセス ²⁰ の確保 （水際線までのアクセス確保など） （晴海、明治新聞、玖波） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 （水明き部の遊歩道化など） （晴海、明治新聞、玖波）
2	阿多田漁港海岸（阿多田）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 （海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造 （水明き部の遊歩道化など）
3	大竹海岸（阿多田）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （阿多田島長浦自然海浜保全地区などの 天然の海岸線、葦場など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 （水明き部の遊歩道化など）
4	大竹海岸（玖波） 大野海岸（鳴川） 大野海岸（宮浜）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 （海水浴利用、マリブーフ利用など） ・健康に役立つ海岸の創造 （水明き部の遊歩道化など）
5	丸石漁港海岸（丸石） 大野海岸（丸石） 菰屋漁港海岸（菰屋） 大野海岸（小田島） 梅原漁港海岸（梅原） 大野海岸（大国蛸ヶ崎）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 （潮干狩り利用など） ・健康に役立つ海岸の創造 （水明き部の遊歩道化など）
6	上ノ浜漁港海岸（上ノ浜） 大野海岸（上ノ浜） 大野海岸（早時） 大野海岸（深江） 大野海岸（赤崎） 大野海岸（鼓ヶ浜） 蔽島港海岸（赤崎） 大野海岸（柿ノ浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （干潟など） （上ノ浜漁港海岸-上ノ浜、 大野海岸-上ノ浜、早時、深江、 大野海岸-赤崎、鼓ヶ浜、柿ノ浦） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 （水明き部の遊歩道化など）
7	廿日市海岸（阿品）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 （海水浴利用、マリブーフ利用など） ・健康に役立つ海岸の創造 （水明き部の遊歩道化など）
8	地御前漁港海岸（地御前） 廿日市海岸（扇新聞）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上 （扇新聞）	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 （水明き部の遊歩道化など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備 （管絃祭など）
9	蔽島港海岸（網ノ浦） 蔽島港海岸（有ノ浦） 蔽島港海岸（長浜） 蔽島港海岸（杉ノ浦） 蔽島港海岸（包ヶ浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （干潟・砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （世界文化遺産区域や自然公園特別保護 地区としての調和、優れた眺望の確保 など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 （海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造 （水明き部の遊歩道化など） （世界文化遺産区域や自然公園特別保護 地区としての調和、優れた眺望の確保 など） ●歴史・文化資源と調和した施設整備 （管絃祭・神能・玉取祭・鏡火祭など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 （水中花火大会など）

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

※ 番号の付いた語句の説明は、参考資料用語集参照

表Ⅱ-1-5(2) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
10	広島港海岸(嘉永)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など) ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (廿日市ポートパークなど)
	広島港海岸(廿日市南)			
	広島港海岸(住吉桜尾)			
11	広島港海岸(美濃里)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上 (美濃里)	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など) ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)
	五日市漁港海岸(五日市)			
12		●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	—	—
13	広島港海岸(五日市)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (みずどりの浜公園など)
14	草津漁港海岸(草津)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	—
15		●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (観音マリナなど)
16	広島港海岸(観音)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	—
17	広島港海岸(江波)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●海岸利用の増進 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 (江波の漕ぎ伝馬、管絃祭など) ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (海神宮など)
18	広島港海岸(吉島)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (ポートパーク広島など)
19		●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	—
20	広島港海岸(出島)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (港湾緑地、フェリー乗場など)
21		●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)
22	広島港海岸(元宇品)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (砂浜など)	—
23		●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (ホテル、マリナなど)
24	広島港海岸(宇品)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	—	●海岸利用の増進 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 (広島みなと夢花火大会、宇品デポルトピアなど)
25	広島港海岸(宇品) 広島港海岸(丹那)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策(宇品)	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	—

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(3) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
26	広島港海岸(向洋) 広島港海岸(船越) 広島港海岸(矢野)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上(船越、矢野)	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	—
27		●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(平成ヶ浜親水公園など)
28	広島港海岸(坂)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(小学校の体験学習など)
29		●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用など)
30	坂海岸(小屋浦)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造(水叩き部の遊歩道化など)
31	広島港海岸(金輪島) 広島港海岸(似島西) 広島海岸(二階) 広島海岸(深浦) 広島港海岸(似島東)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造(水叩き部の遊歩道化など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(荒神社、似島臨海公園など)
32	江田島海岸(江田島秋月) 小用港海岸(秋月)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など)
33	小用港海岸(小用)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(干潟・砂浜など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用、潮干狩り利用など)
34	小用港海岸(切串)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	—
35	江田島海岸(切串・幸浦)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(干潟・砂浜など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用、潮干狩り利用など)
36	大須港海岸(大須)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備	—	—
37	江田島海岸(マゴ石・長浜)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(干潟・砂浜など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用、潮干狩り利用など)
38	江田島海岸(江田島津久茂宮之原) 津久茂港海岸(津久茂) 江田島海岸(津久茂) 世上漁港海岸(宮ノ原) 江田島海岸(江田島矢ノ浦) 鷺部矢ノ浦港海岸(鷺部矢ノ浦)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など)
39	江田島海岸(内海) 内海港海岸(飛渡瀬) 江田島海岸(江田島能美中町)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(干潟・砂浜など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用、潮干狩り利用など)
40	中田港海岸(中町)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など)
41	中田港海岸(高田) 江田島海岸(江田島能美遠崎)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	—
42	沖美海岸(三吉) 三高港海岸(小島) 三高港海岸(中ノ浜) 三高港海岸(高祖) 沖美海岸(高祖)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	—	—
43	美能漁港海岸(美能)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用など)

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(4) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
44	沖美海岸(組) 鹿田港海岸(鹿田) 沖美海岸(入鹿)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (砂浜など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)
45	畑漁港海岸(是長) 畑漁港海岸(畑)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)
46	沖美海岸(是長) 沖美海岸(大屋) 江田島海岸(江田島沖美岡大王)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (砂浜など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (マンスポーツ利用など)
47	沖美海岸(大黒)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (マンスポーツ利用など)
48	鹿川港海岸(大矢) 鹿川港海岸(文久) 鹿川港海岸(鎌木) 鹿川港海岸(大柿) 深江漁港海岸(深江) 大楠海岸(深江)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)
49	大楠海岸(神野島)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (干潟・砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用、マンスポーツ利用など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (神野島マリーナなど)
50	大楠海岸(西部) 大楠海岸(南部)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (大柿長浜自然海浜保全地区などの天然の海岸線) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)
51	大楠海岸(東部) 江田島海岸(江田島大楠大君)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	—
52	大楠港海岸(大君) 柿浦漁港海岸(柿浦)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)
53	呉海岸(天応)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (呉ボートピアパークなど)
54	大屋漁港海岸(大屋)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	—
55	呉海岸(吉浦狩留賀)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)
56	呉港海岸(吉浦) 呉港海岸(川原石) 呉港海岸(宝町) 呉港海岸(警固屋)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (呉みさと祭りなど)
57	呉海岸(警固屋)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(5) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	景観面	利用面
58	呉港海岸（阿賀（大人））	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟・砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など） 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、マリンスポーツ利用など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備（管絃祭など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（阿賀マリノボリスなど）
	呉港海岸（阿賀（阿賀マリノ））			
	呉港海岸（阿賀（延崎））			
	呉港海岸（広）			
	呉港海岸（長浜）			
呉港海岸（小坪）				
59	呉海岸（仁方）	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など） 	-
	呉港海岸（仁方）			
60	情島漁港海岸（情島）	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場など） 	-
61	音戸漁港海岸（鱸浜）	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（清盛塚などの歴史・文化資源との調和、優れた眺望の確保など） 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備（清盛祭りなど）
	音戸海岸（音戸）			
	音戸漁港海岸（坪井）			
	音戸海岸（渡子）			
	田原漁港海岸（田原）			
	音戸海岸（早瀬）			
釣士田港海岸（藤ノ脇）				
62	釣士田港海岸（釣士田）	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟・砂浜など） 	-
	釣士田港海岸（東宇和木）			
	釣士田港海岸（西宇和木）			
	釣士田港海岸（光ヶ瀬）			
	釣士田港海岸（鳴滝）			
	釣士田港海岸（重極）			
	釣士田港海岸（重生）			
63	波多見港海岸（波多見）	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（大浦崎自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など） 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、マリンスポーツ利用など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（大浦崎公園、音戸フェスマルなど）
64	音戸海岸（波多見）	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（大浦崎自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など） 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（大浦崎公園、音戸フェスマルなど）
	奥の内港海岸（奥の内）			
65	長谷漁港海岸（長谷）	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟・砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など） 	-
66	倉橋海岸（寒那）	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など） 	-
	倉橋海岸（脇田）			
	袋の内港海岸（袋の内）			
倉橋海岸（本倉井）				
67	倉橋漁港海岸（大向）	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（須之浦自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など） 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）
	倉橋漁港海岸（西宇土）			
	倉橋漁港海岸（須川）			
	倉橋漁港海岸（郷郷）			

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、景観面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(6) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
68	倉橋漁港海岸 (木浦)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (長門島松原などの歴史・文化資源との調和, 優れた眺望の確保など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用, マリスポーツ利用など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (桂濱神社, トライアスロン大会など)
69	倉橋漁港海岸 (石持) 倉橋漁港海岸 (尾立) 倉橋漁港海岸 (室尾) 倉橋漁港海岸 (海越) 倉橋漁港海岸 (鹿老渡北) 倉橋漁港海岸 (鹿老渡南) 倉橋漁港海岸 (矢尻) 倉橋漁港海岸 (瀬戸) 倉橋漁港海岸 (家之元) 倉橋漁港海岸 (祖之元) 倉橋漁港海岸 (宮ノ口)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など) 	—
70	倉橋海岸 (鹿島) 倉橋海岸 (唐船)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟・砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など) 	—
71	大迫港海岸 (大迫)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など) 	—
72	倉橋海岸 (大迫) 倉橋海岸 (亀ヶ首)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟・砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など) 	—
73	下蒲刈海岸 (下蒲刈) 吉悪港海岸 (吉悪)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 (魚付保安林など) ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など) 	—
74	蒲刈港海岸 (見戸代) 蒲刈港海岸 (丸谷) 蒲刈港海岸 (三之瀬)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 (ハヤツヤササの生息地など) ・干潟・砂浜の維持・回復 (天神鼻緑地環境保全地域などの天然の海岸線, 藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (蘭島閣美術館などの歴史・文化資源との調和, 優れた眺望の確保など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアフリーアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など) ・健康に役立つ海岸の創造 (植栽, 遊歩道の設置など) ・歴史・文化資源と調和した施設整備 (稲伝馬など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (蘭島閣美術館など)
75	下蒲刈海岸 (小地藏) 大地蔵漁港海岸 (大地蔵)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアフリーアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など) ・健康に役立つ海岸の創造 (植栽, 遊歩道の設置など) ・歴史・文化資源と調和した施設整備 (稲伝馬など)
76	蒲刈港海岸 (向 (南)) 蒲刈港海岸 (向 (北)) 蒲刈港海岸 (田戸) 蒲刈港海岸 (宮盛) 蒲刈港海岸 (大浦 (港)) 蒲刈港海岸 (大浦 (農))	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (日高庄緑地環境保全地域などの天然の海岸線, 藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 (稲伝馬など)

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(7) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
77	川尻港海岸 (岩戸)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●未整備区間における施設整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (潮干狩り利用など) ・健康に役立つ海岸の創造 (遊歩道の設置など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (親水公園など)
	川尻港海岸 (沖田)			
	川尻港海岸 (森)			
	川尻港海岸 (久俣)			
	川尻海岸 (大才)			
78	小用港海岸 (小用)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●未整備区間における施設整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 (ハゼノボヤササの生息地など) ・干潟・砂浜の維持・回復 (中小島・七浦自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場、干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (稚児明神などの歴史・文化資源との調和、優れた眺望の確保など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (屋外水泳場など)
	安浦海岸 (日の浦)			
	安登海岸 (久多田)			
	安浦海岸 (小島)			
	安浦漁港海岸 (日の浦)			
	安浦漁港海岸 (水尻)			
79	安浦漁港海岸 (実成)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 (柏島神社大祭など)
	安浦漁港海岸 (三津口)			
80	蒲刈海岸 (長瀬黒糸)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ●浸食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 (奇島周辺鳥獣保護区特別保護地区など) ・干潟・砂浜の維持・回復 (浜が浜自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場、干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用、潮干狩り利用、マリンスポーツ利用など) ・健康に役立つ海岸の創造 (植栽など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (天体観測館、トリアスロン大会など)
	蒲刈海岸 (大浦)			
	原漁港海岸 (原)			
81	豊浜海岸 (豊島)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●未整備区間における施設整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 (奇島周辺鳥獣保護区特別保護地区など) ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場、砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など) 	-
	豊島漁港海岸 (代間)			
82	豊島漁港海岸 (山崎)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●未整備区間における施設整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 (奇島周辺鳥獣保護区特別保護地区など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (植栽、遊歩道の設置など)
	豊島漁港海岸 (内浦)			
83	豊島漁港海岸 (立花)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●未整備区間における施設整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 (アビ渡来群遊海面、奇島周辺鳥獣保護区特別保護地区、魚付保安林など) ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など) 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など) ・健康に役立つ海岸の創造 (植栽、遊歩道の設置など)
	豊島漁港海岸 (大浜)			
	豊島漁港海岸 (松山)			
84	豊島漁港海岸 (尾久比)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 (アビ渡来群遊海面、奇島周辺鳥獣保護区特別保護地区、魚付保安林など) ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場、砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など) 	-
	豊島漁港海岸 (畚)			
85	三角海岸 (西浜)	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮・津波に強い海岸の整備 ●機能不足及び老朽化施設の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場、砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など) 	-
	御手洗港海岸 (三角)			
	豊海岸 (三角浦)			

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(8) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
86	御手洗港海岸 (菅笠) 御手洗港海岸 (久比) 御手洗港海岸 (小柳)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	-
87	御手洗港海岸 (野坂)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)
88	御手洗港海岸 (平羅) 御手洗港海岸 (大島) 御手洗港海岸 (小島)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	-
89	御手洗港海岸 (内浜)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	-
90	御手洗港海岸 (北岨) 御手洗港海岸 (南岨) 御手洗港海岸 (蛭子)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・未整備区間における施設整備	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (豊町御手洗伝統的建造物群保存地区 などの歴史・文化資源との調和、 優れた眺望の確保など)	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (豊町御手洗伝統的建造物群保存地区、 七夕納涼祭(花火大会)など)
91	豊海岸 (宇留明) 豊海岸 (豊町) 豊島漁港海岸 (神友)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	-
92	安芸津海岸 (大芝) 大芝南漁港海岸 (大芝南) 大芝北漁港海岸 (大芝北)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域、優れた眺望の確保 など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)
93	小松原海岸 (小松原) 大芝北漁港海岸 (小松原)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (砂浜など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)
94	安芸津海岸 (風早) 安芸津港海岸 (風早) 安芸津港海岸 (雲下) 安芸津港海岸 (木谷)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (潮干狩り利用など) ・健康に役立つ海岸の創造 (水明き部の遊歩道化など) ・歴史・文化資源と調和した施設整備 (住吉祭など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (安芸津フェスティバルなど)
95	安芸津海岸 (木谷 (水)) 安芸津海岸 (木谷 (農))	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)
96	竹原海岸 (小泊) 竹原海岸 (曾井) 竹原港海岸 (神辺) 吉名漁港海岸 (吉名) 竹原港海岸 (築地) 竹原海岸 (築地)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 (カブトガニ、ハゼシオボネ、シカゴの生息地 など) ・干潟・砂浜の維持・回復 (干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造 (水明き部の遊歩道化など)

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。